

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成25年8月13日

【四半期会計期間】 第32期第3四半期(自平成25年4月1日至平成25年6月30日)

【会社名】 株式会社ピクセラ

【英訳名】 PIXELA CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 藤岡浩

【本店の所在の場所】 大阪市浪速区難波中二丁目10番70号

【電話番号】 (06)6633-3500(代表)

【事務連絡者氏名】 専務取締役 池本敬太

【最寄りの連絡場所】 大阪市浪速区難波中二丁目10番70号

【電話番号】 (06)6633-3500(代表)

【事務連絡者氏名】 専務取締役 池本敬太

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第31期 第3四半期 連結累計期間	第32期 第3四半期 連結累計期間	第31期
会計期間		自 平成23年 10月1日 至 平成24年 6月30日	自 平成24年 10月1日 至 平成25年 6月30日	自 平成23年 10月1日 至 平成24年 9月30日
売上高	(千円)	4,836,959	2,768,960	5,889,751
経常損失()	(千円)	342,213	449,629	558,818
四半期(当期)純損失 ()	(千円)	373,896	440,853	588,531
四半期包括利益 又は包括利益	(千円)	371,979	433,287	573,865
純資産額	(千円)	456,567	183,230	250,056
総資産額	(千円)	2,292,842	1,357,394	2,024,416
1株当たり四半期(当 期)純損失金額()	(円)	34.25	40.39	53.92
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益金額	(円)			
自己資本比率	(%)	19.7	13.5	12.4

回次		第31期 第3四半期 連結会計期間	第32期 第3四半期 連結会計期間
会計期間		自 平成24年 4月1日 至 平成24年 6月30日	自 平成25年 4月1日 至 平成25年 6月30日
1株当たり四半期純損 失金額()	(円)	23.82	18.05

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3 第31期第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失が計上されているため記載しておりません。
4 第31期及び第32期第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在せず、かつ、1株当たり四半期(当期)純損失が計上されているため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更は、次のとおりであります。

継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは、前連結会計年度において営業損失4億98百万円、当期純損失5億88百万円を計上し、当第3四半期連結累計期間におきましても、営業損失3億81百万円、四半期純損失4億40百万円を計上しております。また、当第3四半期連結会計期間末の純資産は1億83百万円の債務超過になっております。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、新興国経済への減速懸念はあるものの、政府や日本銀行による経済、金融政策に対する期待から円安株高が進み、企業業績や消費マインドの改善が見られようになりました。

当社グループが属するデジタル家電業界では、スマートフォンやタブレット市場の拡大が継続する一方、テレビやパソコン、デジタルカメラ等の需要低迷が止まらず、全体として厳しい状態が続いております。

このような中、当社グループは、スマートフォン・タブレット端末に向けたソフトウェア、ハードウェアの新製品投入やB to B事業の推進に努めましたが、テレビやパソコン等の既存事業の落ち込みが大きく、売上、利益とも前年度の実績を割り込むこととなりました。

当第3四半期連結累計期間の売上高は27億68百万円（前年同期比42.8%減）、営業損失3億81百万円（前年同期は営業損失3億3百万円）、経常損失4億49百万円（前年同期は経常損失3億42百万円）、四半期純損失4億40百万円（前年同期は四半期純損失3億73百万円）となりました。

セグメント別の業績の概況は以下のとおりであります。

〔ホームAV事業〕

テレビ関連では、自社ブランド「PRODIA」の液晶テレビを南米エクアドルにて販売を開始したほか、引き続きスマートフォンやタブレット端末でフルセグ放送を視聴できるワイヤレスチューナーの販売活動を行いました。販売数量は限定的なものとなりました。

一方、モバイル関連では、スマートフォンやタブレット端末向けにフルセグでテレビが視聴できるアプリケーションを開発し、新規メーカーを含む複数の機種に搭載されました。しかしながら、多額の開発コストを投じたにもかかわらず搭載機種の販売が予想外に振るわず、ロイヤルティ収入が落ち込み減収減益となりました。

これらの結果、売上高は10億84百万円（前年同期比62.9%減）、セグメント損失（営業損失）は2億73百万円（前年同期はセグメント損失81百万円）となりました。

〔パソコン関連事業〕

パソコン向けテレビキャプチャーのOEM販売は、引き続きパソコンの需要がタブレット端末に押され低調となっていることから減収減益となりました。

これらの結果、売上高は10億90百万円（前年同期比21.8%減）、セグメント利益（営業利益）は1億90百万円（前年同期比17.0%減）となりました。

〔AVソフトウェア事業〕

デジタル（ビデオ）カメラ関連のソフトウェア開発受託が増加した結果、増収増益となりました。

これらの結果、売上高は2億56百万円（前年同期比29.6%増）、セグメント利益（営業利益）は1億20百万円（前年同期比60.7%増）となりました。

〔その他〕

光触媒塗料関連の売上高は3億36百万円（前年同期比4.4%増）、セグメント利益（営業利益）は9百万円（前年同期はセグメント損失13百万円）となりました。

（注）各セグメントのセグメント利益（営業利益）又はセグメント損失（営業損失）は、「セグメント情報」に記載のとおり、各セグメントに配分していない全社費用4億28百万円を配分する前の金額であります。

(2) 財政状態の分析

(総資産)

当第3四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末に比べ6億67百万円減少し、13億57百万円となりました。これは主に商品及び製品が3億15百万円、受取手形及び売掛金が2億69百万円それぞれ減少し、原材料が37百万円増加したこと等によるものであります。

(負債)

当第3四半期連結会計期間末の負債は、前連結会計年度末に比べ2億33百万円減少し、15億40百万円となりました。これは主に支払手形及び買掛金が1億87百万円減少し、未払費用が51百万円増加したこと等によるものであります。

(純資産)

当第3四半期連結会計期間末の純資産は、前連結会計年度末に比べ4億33百万円減少し、1億83百万円の債務超過となりました。これは主に四半期純損失の計上により、利益剰余金が4億40百万円減少したことによるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

「第2 事業の状況 1 事業等のリスク」に記載の事象又は状況が存在していることから、その解消が課題となっております。よって当社グループでは、「3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (8) 事業等のリスクに記載した重要事象等を解消するための対応策」に記載した施策を実施しております。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究活動の金額は、2億91百万円であります。

なお、当第3四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(5) 従業員数

当第3四半期連結累計期間において、従業員数に著しい変動はありません。

(6) 生産、受注及び販売の実績

当第3四半期連結累計期間において、ホームAV事業の生産、受注及び販売の実績が著しく減少しております。これは主に、地上デジタル放送への切り替え後の急速な需要縮小により、液晶テレビの生産、受注及び販売は大幅に減少していることなどによるものであります。

(7) 主要な設備

当第3四半期連結累計期間において、主要な設備に著しい変動はありません。

(8) 事業等のリスクに記載した重要事象等を解消するための対応策

「第2 事業の状況 1 事業等のリスク」に記載のとおり、当社グループは当第3四半期連結累計期間において、前事業年度に引き続き営業損失を計上し、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

この主な要因は、地上デジタル放送への切り替えに伴う受信機の特需の後、これに代わる収益の柱が確立できない中でパソコンやデジタルカメラの市場が停滞し、これらにOEM製品を提供する既存のビジネスが落ち込んでいるためであります。

当社グループでは、好不調の波が激しいコンシューマ市場向け製品だけでなく、安定した収益が見込めるB to B市場向け製品の開発やスマートフォンやタブレット端末に向けた製品の開発を加速させるほか、売上構成をハード製品からソフトウェア製品や受託開発にシフトすることにより利益率の改善を図るとともに、在庫の適正化及び人件費の削減等の経費の圧縮を行っております。

その結果、第4四半期連結会計期間よりチューナーの新製品が回線事業者のサービスオプションとして採用されたほか、CATV業者向けにVOD (Video On Demand) 端末が採用されるなど新規事業が立ち上がり、次期以降に渡ってこれらの事業が収益に貢献する見込みとなっております。

また、資金面では、平成25年7月25日に発行いたしました新株予約権の行使により調達した資金を開発費等の運転資金に充当するほか、資金繰りに支障がある場合には、当社代表取締役からの資金の拠出を予定しております。

以上のことから、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	39,000,000
計	39,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成25年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成25年8月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	11,034,100	11,041,600	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株
計	11,034,100	11,041,600		

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成25年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成25年4月1日～ 平成25年6月30日		11,034,100		1,101,290		

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成25年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成25年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 118,700		単元株式数 100株
完全議決権株式(その他)	普通株式 10,914,300	109,143	同上
単元未満株式	普通株式 1,100		
発行済株式総数	11,034,100		
総株主の議決権		109,143	

【自己株式等】

平成25年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社ピクセラ	大阪市浪速区難波中 二丁目10番70号	118,700		118,700	1.08
計		118,700		118,700	1.08

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(平成25年4月1日から平成25年6月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成24年10月1日から平成25年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、公認会計士 日野利泰及び公認会計士 重谷芳人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成24年9月30日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	162,007	110,625
受取手形及び売掛金	705,365	436,225
商品及び製品	466,373	151,128
仕掛品	4,777	21,638
原材料及び貯蔵品	74,610	112,067
その他	58,546	91,080
貸倒引当金	12,078	2,996
流動資産合計	1,459,602	919,768
固定資産		
有形固定資産	123,697	121,246
無形固定資産		
ソフトウェア	16,499	15,739
電話加入権	817	817
無形固定資産合計	17,316	16,556
投資その他の資産		
投資有価証券	92,116	78,908
営業保証金	234,868	125,321
保険積立金	4,150	4,285
敷金	85,468	80,256
その他	7,196	19,152
貸倒引当金	-	8,100
投資その他の資産合計	423,800	299,823
固定資産合計	564,814	437,626
資産合計	2,024,416	1,357,394
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	509,177	322,004
短期借入金	136,230	132,470
株主、役員又は従業員からの短期借入金	155,200	197,180
1年内返済予定の長期借入金	159,659	148,148
未払金	59,918	46,458
未払費用	313,685	365,499
未払法人税等	10,473	8,605
賞与引当金	58,187	19,570
その他	14,673	42,097
流動負債合計	1,417,206	1,282,033
固定負債		
長期借入金	313,768	215,143
資産除去債務	30,194	30,432
繰延税金負債	12,190	12,016
長期預り保証金	1,000	1,000
固定負債合計	357,153	258,591
負債合計	1,774,359	1,540,625

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成24年9月30日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,101,290	1,101,290
利益剰余金	699,167	1,140,020
自己株式	125,038	125,038
株主資本合計	277,085	163,768
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	27,028	19,462
その他の包括利益累計額合計	27,028	19,462
純資産合計	250,056	183,230
負債純資産合計	2,024,416	1,357,394

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年10月1日 至平成24年6月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年10月1日 至平成25年6月30日)
売上高	4,836,959	2,768,960
売上原価	4,033,924	2,175,845
売上総利益	803,034	593,115
販売費及び一般管理費	1,106,762	975,108
営業損失()	303,727	381,992
営業外収益		
受取利息	63	14
受取配当金	72	76
助成金収入	-	300
投資事業組合運用益	-	633
保険金収入	-	17,069
雑収入	1,227	550
営業外収益合計	1,363	18,645
営業外費用		
支払利息	11,790	13,871
支払手数料	11,463	12,305
為替差損	9,077	58,797
その他	7,518	1,306
営業外費用合計	39,849	86,281
経常損失()	342,213	449,629
特別利益		
賞与引当金戻入額	1,280	-
固定資産売却益	323	20,050
特別利益合計	1,604	20,050
特別損失		
特別退職金	-	6,043
社屋移転関連費用	-	868
特別損失合計	-	6,911
税金等調整前四半期純損失()	340,609	436,490
法人税、住民税及び事業税	5,814	4,640
法人税等調整額	27,472	277
法人税等合計	33,286	4,362
少数株主損益調整前四半期純損失()	373,896	440,853
少数株主利益	-	-
四半期純損失()	373,896	440,853

【四半期連結包括利益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年10月1日 至平成24年6月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年10月1日 至平成25年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純損失()	373,896	440,853
その他の包括利益		
其他有価証券評価差額金	1,916	7,565
その他の包括利益合計	1,916	7,565
四半期包括利益	371,979	433,287
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	371,979	433,287
少数株主に係る四半期包括利益	-	-

【継続企業の前提に関する事項】

該当事項はありません。

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

該当事項はありません。

【会計方針の変更等】

当第3四半期連結累計期間(自平成24年10月1日至平成25年6月30日)

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、第1四半期連結会計期間より、平成24年10月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

これによる当第3四半期連結累計期間の営業損失、経常損失及び税金等調整前四半期純損失に与える影響は軽微であります。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

手形割引高及び裏書譲渡高

	前連結会計年度 (平成24年9月30日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
受取手形割引高	10,367千円	14,188千円

(四半期連結損益計算書関係)

該当事項はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却費は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年10月1日 至平成24年6月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年10月1日 至平成25年6月30日)
減価償却費	68,484千円	29,793千円
のれんの償却費	509千円	千円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自平成23年10月1日至平成24年6月30日)

1 配当に関する事項

該当事項はありません。

2 株主資本の金額の著しい変動

当社は、平成23年12月22日開催の定時株主総会において、繰越欠損の一扫及び資本構成の是正を目的とする無償減資について決議しました。この結果、第2四半期連結会計期間において資本金が1,461,098千円、資本剰余金が3,218,618千円減少し、この減少額4,679,717千円と同額の利益剰余金が増加しております。

これらにより、当第3四半期連結会計期間末において資本金が1,101,290千円、資本剰余金が 千円となっております。

当第3四半期連結累計期間(自平成24年10月1日至平成25年6月30日)

1 配当に関する事項

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成23年10月1日至平成24年6月30日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				その他 (注)	合計
	ホームAV 事業	パソコン関連 事業	AVソフトウ エア事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	2,922,175	1,394,192	198,107	4,514,475	322,484	4,836,959
セグメント間の内部売上高 又は振替高						
計	2,922,175	1,394,192	198,107	4,514,475	322,484	4,836,959
セグメント利益又は損失 ()	81,742	229,824	74,793	222,875	13,727	209,148

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、光触媒機能性塗料事業等を含んでおります。

2 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容
(差異調整に関する事項)

(単位：千円)

利益	金額
報告セグメント計	222,875
「その他」の区分の損失()	13,727
セグメント間取引消去	
全社費用(注)	512,876
棚卸資産の調整額	
四半期連結損益計算書の営業損失()	303,727

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費及び基礎研究費等であります。

3 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報
該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自平成24年10月1日至平成25年6月30日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				その他 (注)	合計
	ホームAV	パソコン関連	AVソフトウェア	計		
売上高						
外部顧客への売上高	1,084,922	1,090,672	256,813	2,432,407	336,552	2,768,960
セグメント間の内部売上高 又は振替高						
計	1,084,922	1,090,672	256,813	2,432,407	336,552	2,768,960
セグメント利益又は損失 ()	273,200	190,645	120,191	37,636	9,158	46,795

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、光触媒塗料事業等を含んでおります。

2 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容
(差異調整に関する事項)

(単位：千円)

利益	金額
報告セグメント計	37,636
「その他」の区分の利益	9,158
セグメント間取引消去	
全社費用(注)	428,788
棚卸資産の調整額	
四半期連結損益計算書の営業損失()	381,992

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費及び基礎研究費等であります。

3 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報
該当事項はありません。

(金融商品関係)

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規定に基づき、注記を省略しております。

(有価証券関係)

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規定に基づき、注記を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

当社グループでは、デリバティブ取引を全く利用していないため、該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年10月1日 至平成24年6月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年10月1日 至平成25年6月30日)
1株当たり四半期純損失金額()(円)	34.25	40.39
(算定上の基礎)		
四半期純損失金額()(千円)	373,896	440,853
普通株主に帰属しない金額		
普通株式に係る四半期純損失金額()(千円)	373,896	440,853
普通株式の期中平均株式数(千株)	10,915	10,915

(注)潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、前第3四半期連結累計期間は1株当たり四半期純損失であるため、また、当第3四半期連結累計期間は潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

新株予約権の発行

平成25年7月9日付の当社取締役会において、マッコーリー・バンク・リミテッドを割当先とする新株予約権を発行すること、及び金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、新株予約権の買取に関する契約を締結することを決議いたしました。その後、平成25年7月25日におきまして、マッコーリー・バンク・リミテッドと新株予約権の買取に関する契約を締結いたしました。また、同日、発行価額の全額の払込が完了したことを確認いたしました。なお本新株予約権の概要につきましては以下のとおりであります。

株式会社ピクセラ第5回新株予約権（第三者割当）

1．本新株予約権の名称

株式会社ピクセラ第5回新株予約権（第三者割当）（以下「本新株予約権」という。）

2．募集の方法

第三者割当ての方法により、全ての本新株予約権をマッコーリー・バンク・リミテッドに割当てる。

3．本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1)本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式2,700,000株（本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は1株とする。）、但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整される。

(2)当社が第8項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第8項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3)調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第8項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4)割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第8項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

4．本新株予約権の総数

2,700,000個

5．各本新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たり金1円47銭

6. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に当該本新株予約権の目的である株式の数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初156円とする。但し、行使価額は第8項に定めるところに従い調整される。

7. 行使価額の修正

- (1) 本第7項第(2)号を条件に、行使価額は、各修正日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額に修正される。
- (2) 行使価額は93円（但し、第8項による調整を受ける。）（以下「下限行使価額」という。）を下回らないものとする。93円を下回る場合、行使価額は93円（但し、第8項による調整を受ける。）に修正されるものとする。

8. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

下記第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

下記第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日（但し、本項第(2)号 の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6)行使価額の調整を行うとき(下限行使価額が調整されるときを含む。)は、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額(下限行使価額を含む。)並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

9. 本新株予約権を行使することができる期間

平成25年7月26日から平成27年7月25日までとする。

10. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

第5回新株予約権の権利行使

当社が平成25年7月25日に発行した第5回新株予約権につき、平成25年7月29日及び平成25年8月2日に、以下の通りその一部が行使されました。

1. 新株予約権行使の概要

(1) 新株予約権の名称：株式会社ピクセラ第5回新株予約権

(2) 行使期間：平成25年7月26日から平成27年7月25日

(3) 行使価額：平成25年7月29日行使分：1株当たり137円、平成25年8月2日行使分：1株当たり131円

(4) 行使新株予約権個数：15,200個(平成25年7月29日：7,500個、平成25年8月2日：7,700個)

(5) 行使者：マッコーリー・バンク・リミテッド

(6) 行使株式数：15,200個(新株予約権1個当たり1株)

(7) 行使価額総額：2,036,200円

2. 当該新株予約権行使による発行済株式数及び資本金の推移

(1) 増加する発行済株式数：15,200株

(2) 増加する資本金の額：1,029,272円

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年 8月13日

株式会社ピクセラ
取締役会 御中

日野公認会計士事務所

公認会計士 日野 利泰 印

重谷公認会計士事務所

公認会計士 重谷 芳人 印

私たちは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ピクセラの平成24年10月1日から平成25年9月30日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成24年10月1日から平成25年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

私たちの責任は、私たちが実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

私たちは、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

私たちが実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ピクセラ及び連結子会社の平成25年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成25年7月9日付の取締役会において第三者割当による新株予約権を発行することを決議し、平成25年7月25日に払込が完了している。
 - 重要な後発事象に記載されているとおり、平成25年7月29日及び平成25年8月2日に第5回新株予約権の一部について権利行使を受けている。
- 当該事項は、私たちの意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。